

つくば市記者会 御中

発信日：令和8年（2026年）1月28日（水）

発信元：つくば市 教育局 教育総務課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

職員の懲戒処分について



「つくば市職員の懲戒処分等に関する公表基準」に基づき、職員の懲戒処分について公表します。

1 処分の概要

- (1) 被処分者 教育局 非管理職 40代
(2) 処分年月日 令和8年1月28日
(3) 処分の内容 停職2月3日

（本来は停職6月とすべき行為であるが、当該職員は任期の定めのある職員であるため、停職期間をその任期の末日である令和8年3月31日までとした）

- (4) 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
(5) 概要 当該職員が令和7年4月8日及び7月28日の2度にわたり公務外に市内の商業施設内の書店において書籍を窃取した。
なお、7月28日の行為については窃盗罪で起訴され土浦簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けたもの。

2 教育長コメント

市民の皆様の信頼を著しく失墜させる事態になったことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。改めて、職員に服務規律の遵守を徹底させ、信頼回復に努めてまいります。